

みんなの全断連短信(号外)

平成23年4月1日創刊
平成26年1月20日発行

(発行責任者) 中田克宣 (発行者) 公益社団法人全日本断酒連盟 事務局
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-2-2 ☎03-3863-1600

アルコール健康障害対策基本法特集

既報のとおり、基本法が成立しました。これから社会を動かす知恵と体力を出し合って本当に中身のある法律に仕上げていかなければなりません。

何を期待し、何をやらなければならないのか、わかりやすい特集を組んでみました。

～断酒会にとって、どんなことを期待できるのだろう～

○アルコール依存症という病気を正面からとらえる法律です

一般社会に対し、様々な誤解や偏見の原因となった病気の本質の理解を求め、病気からの回復と社会復帰への実現を図ります。

○断酒会のイベントに一般の参加者が増えることが期待できます

事前のPRや会場の手配に行政を始めとする関係機関の協力が得られるようになる。全国大会やブロック大会を行政の協力を得ながら一般市民にも興味ある公益性の高いプログラムにすることで資金的援助を期待できるようになる。

○市民公開セミナーの開催にはずみがつきます

これまで以上に資金面、PR面で、行政の援助が期待できる。テーマもアルコール関連問題という広い範囲で自由に選択できることを期待できる。

○断酒例会の運営が容易になることが期待できる

例会場の設定に行政の協力が得られるようになる。無償の会場提供も期待できる。

○全国に酒害相談センターの開設が期待できる

これまで、行政の補助的な活動になりがちだった酒害相談を資金援助を受けることで独自の常設相談室を設置したり、行政とタイアップし無償提供された施設内での活動に発展させることが期待できる。

○自立支援作業所、社会復帰施設等中間施設の運営・展開が容易になることを期待できます

アルコール依存症からの回復と自立支援、社会復帰に特化した資金援助等の施策を求めることが出来ることになる。

○一般病院、健康診断、行政指導で、飲酒行動への介入が可能になります。

簡易介入の実施により依存症患者、問題飲酒者の早期発見と治療が可能になり、自助グループの参加者が飛躍的に増加することが予想される。

○断酒宣言の日がアルコール関連問題啓発週間の起点に設定された

国の啓発週間(11月10日～16日)として、交通行政、関係機関の協力そして一般参加が期待できる。

○以上のことから

- ①会員の増加が見込まれ、地域断酒会の運営に財政的余裕を期待できる。
- ②断酒会の活動に対する社会的理解が飛躍的に進み、その社会的資源の価値が評価される。
これが酒害者全体に対する偏見、差別等の解消に繋がる。
- ③酒害相談・啓発活動の資金負担軽減と事業拡大を期待できる。これまで、断酒会の費用で行ってきた事業等に対する資金負担が軽減され、より一層の事業拡大展開が可能になる。

～アルコール健康障害対策基本法の仕組み～

1. 基本法の仕組みは簡単です。5つのキーワードを覚えましょう

○アルコール健康障害対策推進基本計画（以下、基本計画）

政府が法律施行日から2年以内に策定する。

基本計画の策定にあたっては、関係者会議の意見を聴かなければならない。

○都道府県アルコール健康障害対策推進計画（以下、都道府県推進計画）

基本計画を基本として、都道府県が当該地域の実情に即した推進計画を策定。

○アルコール健康障害対策推進会議（以下、推進会議）

政府は関係省庁の職員で構成しアルコール健康障害対策推進のための連絡調整を行う。連絡調整にあたっては関係者会議の意見を聴かなければならない。

○アルコール健康障害対策関係者会議（以下、関係者会議）

内閣府20名以内で、アルコール関連問題の有識者、当事者及びその家族代表とし、推進会議及び基本計画策定にあたり政府に意見具申する。

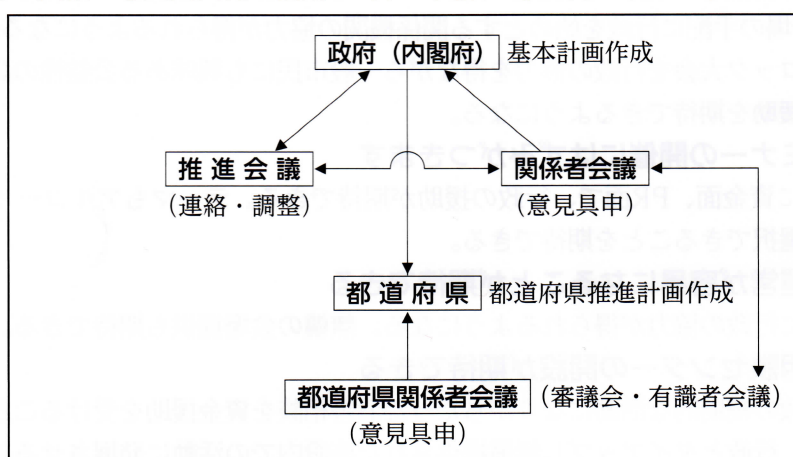
○基本法に定める「基本的施策」

法律に定める10項目の施策について、関係者会議が政府の基本計画策定に意見を提出する。

また、推進会議に対して、その連絡調整に意見を述べる、あるいは督促等を行うことになる。

①教育の振興等 ②不適切な飲酒の誘引の防止 ③健康診断及び保健指導 ④アルコール健康障害に係わる医療の充実等 ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等 ⑥相談支援等⑦社会復帰の支援 ⑧民間団体の活動に対する支援 ⑨人材の確保 ⑩調査研究の推進

2. 機能の仕組み



～何から手を付けなければならないか「期待」の「実現」のために～

1. 全断連は

○全断連本部に「アルコール健康障害対策基本法対策委員会(仮称)」(委員会)を設置します(3月末)。

○内閣府の関係者会議に出席し断酒会の要望事項を主張する。

○「みんなの全断連短信に「基本法情報欄」を設け最新の情報を月報します。

2. 地域断酒会は

○各県連は「基本法対策作業グループ(WG)」を立ち上げます。

○WGは、①基本法に仕組みに熟知し、②委員会との連絡を密にし、③地域行政に対する要望・提案を具体的に取りまとめ、地域行政の基本法への取り組み体制や時期を見計らい、タイムリーな説明を行います。

○ブロック長は各県連WGの定期的会合を設定し情報交換を行うと共に、適宜、委員会委員の出席を求める。

○基本法による自助グループ支援の恩恵を享受できるのは実際に活動する各地域です。